

◎新潟県告示第332号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 施行者の名称

新発田市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 新潟都市計画下水道事業

(2) 名称 新発田市公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月12日から平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

平成12年新潟県告示第771号、平成16年新潟県告示第1067号の事業地に新発田市本田字外谷内から天王字村下までの区間を加え、新栄町2丁目地内において事業地を変更する。